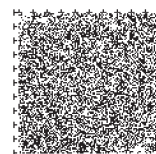


第1章 計画の策定に当たって



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に、福祉施策を総合的かつ一体的に推進するために「府中市福祉計画」を策定しました。その後は、平成21年、平成27年と6年ごとに、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の計画と一体的に改定を行っています。

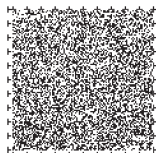
障害者福祉分野としては、平成27年に、障害のある人^{*}もない人も、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を策定しました。そのうち「障害福祉計画（第4期）」は平成29年度で計画期間が終了したため、平成30年に「障害福祉計画（第5期）」を「障害児福祉計画（第1期）」と併せて策定しました。以上3計画のもとで、本市の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の確保に努めてきました。

国では、平成19年に、「障害者の権利に関する条約」に署名をした後、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の障害者差別解消法の成立等の国内法令の整備等も踏まえ、平成26年2月からわが国で条約の効力が生じることとなりました。改めて、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。

また、国及び東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした心のバリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組を展開しています。

こうしたことから、本市においては、障害のある人に向けた支援策の充実、障害福祉サービス・障害児通所支援等の確保に努めるとともに、市民全てが尊重し合い・つながり合い・支え合うことができる意識づくり・環境づくり・まちづくりを行うことにより、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができるまちを目指します。

※ 本計画の「障害のある人」とは、障害者基本法第二条に基づき「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。



2 計画策定に当たっての国の動向

平成30年3月の府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）策定以降の制度改正の動き等は以下のとおりです。

（1）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

（平成30年6月公布）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすという文化芸術基本法・障害者基本法の理念に基づき、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的としています。

地方公共団体は、国の基本計画に基づいた計画策定が努力義務となっており、障害のある人の文化芸術の鑑賞機会や創造への支援、活動を通じた交流等の施策を講ずることとしています。

（2）ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年7月公布）

平成28年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議に基づいて、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的に制定されました。

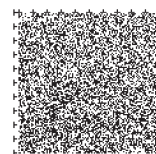
（3）ユニバーサル社会実現推進法（平成30年12月公布）

全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

（4）読書バリアフリー法（令和元年6月公布）

視覚障害のある人等の読書環境の整備の推進に関して、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

地方公共団体は、国の基本計画に基づいた計画策定が努力義務となっており、視覚障害のある人が利用しやすい図書館の体制整備や、視覚障害のある人が利用しやすい電子書籍等を活用した施策の策定、実施の責務があるとしています。



(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年6月公布)

官民間問わず、障害のある人が働きやすい環境をつくり、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指すことが重要であるという観点から改正が行われました。地方公共団体は、国の指針に則して、障害者活躍推進計画を作成・公表等しなければならないと定められています。

(6) バリアフリー法の一部を改正する法律 (令和2年5月公布)

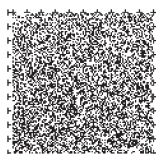
ユニバーサル社会実現推進法の成立や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運の醸成等を受けて、「心のバリアフリー」に関するソフト面での対策強化を図るために改正されました。

本改正では、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設を拡大し、公立小学校、公立中学校もその対象となりました。

(7) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

(令和2年6月公布)

聴覚障害のある人等の日常生活のコミュニケーションや緊急時における電話利用の障壁を無くし、電話利用の円滑化を図るために、国の基本方針の策定と手話通訳者が通訳オペレータとなって手話又は文字と音声に通訳し、他者との意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」に関する交付金制度の創設が定められました。

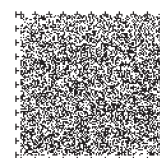
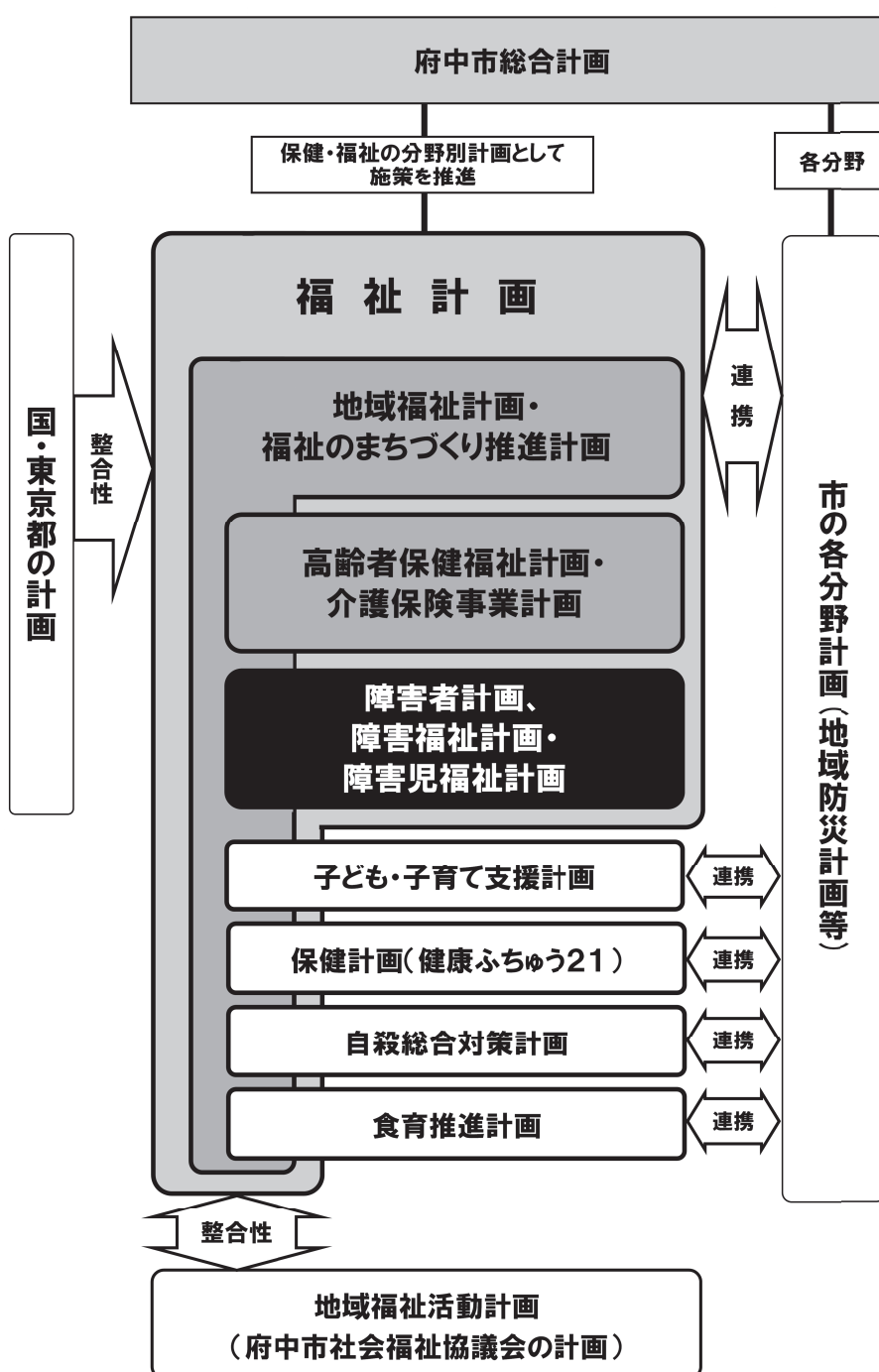


3 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

計画の策定に当たっては、「第6次府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」といった上位計画及び本市の保健・福祉分野の計画、それ以外の分野計画との連携を図っています。

図表1-1 計画の位置付け

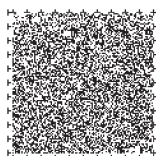


4 計画期間

本計画の計画期間は、障害者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）が令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表1-2 計画期間

	平成					令和								
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
府中市総合計画	第6次府中市総合計画						第7次府中市総合計画（仮）							
福祉計画	福祉計画						福祉計画							
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）							
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画						障害者計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）		障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）							
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画					
【保健・食育分野】 保健計画（健康ふちゅう21） （健康増進法）	第2次保健計画						第3次保健計画							
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）							自殺総合対策計画				第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画						第3次食育推進計画							



5 策定体制

計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、郵送による調査の実施、パブリックコメント手続の実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

(1) 協議会での検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議・審議しました。

(2) 郵送による調査の実施

市民等の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和元年度に、郵送による調査である「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」、「障害者福祉団体調査」、「障害福祉サービス事業所調査」を実施しました。

(3) パブリックコメント手続

令和2年11月24日から令和2年12月23日まで実施しました。

